

留意事項等

令和8・9・10年度物品関係入札参加
資格者名簿（森林整備）登録事業者各位

兵庫県が発注する治山事業で実施する森林整備工事については、電子入札システムによる指名競争入札に移行しているところですが、契約予定金額が1,000万円以上の場合は、一般競争入札を導入しています。（p6「県営森林整備事業の一般競争入札の実施について」のとおり）。

このたびの照会は、入札参加者の選定にあたって、公共工事に必要な施工・品質・安全等の管理や技術確保等の観点から、兵庫県物品関係入札参加資格者名簿に「大分類：役務の提供、小分類：森林整備」に登録されている貴社の状況について把握したく、林業専門技術者の数、作業班の体制、施工実績などの届出をお願いしているものです。

なお、別紙①-1、①-2の選定要綱(R8.4.1～)、別紙②の入札実施要領(R8.4.1～)の条件を満たしていない場合は、今回の提出は不要です。条件が整った時点で、適宜提出くださいますようお願いいたします。提出いただいた書類は、随時受け付け、入札参加者の選定に反映してまいります。

記

1 治山事業で実施する森林整備工事の概要

治山事業による森林整備工事は、森林の有する公益的機能（災害の防止、水源涵養機能など）が低下した保安林（森林法第25条に基づき指定された森林）の回復を図るための公共工事です。主な工事内容は、スギ、ヒノキなどの人工林における本数調整伐（間伐）、除伐、植栽、間伐木を利用した筋工などです。

公共工事であるため、工事内容により土木工事と同様に施工・品質・安全等の管理を必要としています。また、国から補助金を受けており、県の検査のほか、会計検査院の検査対象となります。

2 入札参加までの手続きの流れ

- ① 兵庫県物品関係入札参加資格者名簿への登録申請
（登録区分：大分類「役務の提供」小分類「森林整備」）
↓
- ② 治山事業の実施に必要な林業専門技術資格、施工能力、実績等の有無の届出
（今回の照会）
↓
- ③ 治山事業 森林整備工事に係る入札参加者選定総合情報への登録
↓
- ④ 総合情報に基づき、競争入札の実施

3 整備内容の区分とその要件（令和8年4月1日より一部資格要件を改正しています。）

詳細はP4のとおり

（令和8年4月1日以降）

整備内容	専門技術者の資格要件	作業班
[A] ・スギ、ヒノキ人工林の本数調整伐、下刈、除伐、枝落とし、地拵え、改植 ・広葉樹林の本数調整伐等	・管理技術者1名以上 （林業技士、技術士、フォレストマネージャー） ・現場技術者1名以上 （林業作業士、森林整備士、フォレストワーカー、フォレストリーダー、森林整備に関する実務経験年数（「Aの整備内容」相当）5年以上（高等学校、林業大学校、大学で森林・林業に関する学科・科目を修了した者）又は10年以上	年間60日以上就業できる作業班（班長と2名以上の班員）を1班以上有すること。 注）発注金額により作業班の必要数は異なります。
[B] ・人家裏等の帯状伐開 ・大径木の点的な除去作業 ・竹林伐採 ・治山施設管理の伐採、補植等	林業の専門技術者の資格は不要	

4 入札にあたっての留意事項

(1) 指名競争入札の制限事項

入札参加資格制限基準、兵庫県指名停止基準に該当する場合は、入札に参加できません。

(2) 競争入札にあたっての考慮事項

指名競争入札の指名にあたって、整備内容に[A]の区分内容が含まれる場合は必須要件である管理技術者数、現場技術者数を、また、[A][B]の区分に関わらず作業班数、退職金共済制度等並びに社会保険等への加入状況、安全管理状況等の要素を発注者が考慮します。

(3) 最低制限価格の設定

施工管理、安全対策の徹底、工事の品質確保を図るため、最低制限価格を設定し、これ未満での入札は失格とします。

5 契約にあたっての留意事項

(1) 履行保証

履行保証保険証書の提出あるいは契約保証金などの履行保証を免除することができます。その場合は、P6誓約書（様式8）の提出が必要です。

(2) 下請

工事の一部を下請の事業体で施工できるが、包括下請（いわゆる丸投げ）は禁止です。下請会社に管理技術者、現場技術者の要件は求めません。

6 社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）の加入状況について

治山事業における森林整備工事の技能労働者の処遇向上を図り、森林整備工事の持続的な発展に必要な人材の確保につなげるとともに、法定福利費を適正に負担する業者による公平で健全な競争環境の構築を目的とし、社会保険等加入対策を推進します。

令和8・9・10年度において、発注者による入札参加者選定要綱により、入札参加者の社会保険等への加入状況を考慮することとしていますので、貴社における社会保険加入状況を別添の届出書に記入願います。なお、下記に示す社会保険等への加入適用除外の事業体につきましては、その旨記入願います。

(1) 健康保険及び厚生年金の加入状況の確認書類については、下記のいずれかを提出してください。

- ・申請時直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収証書」の写し
- ・申請時直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「納入証明（確認）書」の原本
- ・申請時直前の「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写し

(注) 適用事業所（法人及び従業員が常時5人以上の個人事業主）であって、健康保険について全国土木建築国民健康保険組合、兵庫県建設国民健康保険（建設国保）等に参加の場合は、健康保険については「適用除外」とし、健康保険の被保険者となるべき者の国民健康保険の被保険者証の写し、又は加入証明書の原本が必要です。

※「適用事業所」とは、健康保険・厚生年金保険は法人の事業所（営業所）及び個人経営で常時5人以上の労働者を使用する事業所（営業所）をいい、雇用保険にあつては労働者を1人でも雇用する事業所（営業所）をいいます。

(2) 雇用保険の加入状況の確認書類については、下記の書類を提出してください。

- ・申請時直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」の写し

[健康保険の適用除外]

- ・一人親方や常用労働者が5人未満である個人事業主
- ・健康保険適用除外の承認を受けた常用労働者が5人以上の個人事業主及び法人事業所（上記の場合、国民健康保険組合に参加している場合、改めて協会けんぽに入り直す必要はありません。）

3

[厚生年金保険の適用除外]

- ・一人親方や常用労働者が5人未満である個人事業主

[雇用保険の適用除外]

- ・一人親方や個人事業主、役員のみ法人

①Aの整備内容が含まれる場合の資格要件

技術者名	人数	資格
管理技術者	1名以上	林業技士
		技術士（森林部門）
		フォレストマネージャー（総括現場管理責任者）
現場技術者	1名以上	林業作業士（基幹林業作業士、林業技能作業士を含む）
		森林整備士
		フォレストワーカー（林業作業士）
		フォレストリーダー（現場管理責任者）
		技術士補（森林部門）
		森林整備に関する業務（Aの整備内容相当）について、以下の実務経験を有する者
		①5年以上：高等学校、林業大学校、大学で森林・林業に関する学科・科目を修了した者 ②10年以上：上記①以外の者

②専門技術者の資格内容

資格名	内容
林業技士	森林林業に関する専門的技術者の資格認定・登録制度（S53年～）（社）日本森林技術協会が実施する研修修了後に登録を受けた者
技術士（森林部門）	技術士法に基づいて行われる国家試験（技術士第二次試験）に合格し、技術士法第32条1項の定めによる登録を受けた者
技術士補（森林部門） ※ ¹ 及び修習技術者	技術士法に基づいて行われる国家試験（技術士第一次試験）に合格し、技術士法第32条2項の定めによる登録を受けた者 ※ ¹ 技術士補には、森林部門にかかる技術士第一次試験合格者及びそれと同等と認められた者（JABEE認定プログラム修了者）を含む
林業作業士（基幹林業作業士、林業技能作業士を含む）	兵庫県又は財団法人兵庫県営林緑化労働基金（林業労働力確保支援センター）から、林業作業士（基幹林業作業士、林業技能作業士を含む）として認定された者 若年の林業労働者を対象に知識、技能研修を実施し、修了後に認定（約10名/年）
森林整備士	社団法人兵庫県林業会議又は兵庫県森林組合連合会から森林整備士として認定された者（令和5年度から資格講習の実施は行わない）
フォレストワーカー（林業作業士）	「研修終了者に係る登録制度の運用について」に基づき、所定の研修を修了した者で、林野庁に登録申請し登録証を通知された者
フォレストリーダー（現場管理責任者）	「研修終了者に係る登録制度の運用について」に基づき、所定の研修を修了した者で、林野庁に登録申請し登録証を通知された者
フォレストマネージャー（総括現場管理責任者）	「研修終了者に係る登録制度の運用について」に基づき、所定の研修を修了した者で、林野庁に登録申請し登録証を通知された者
森林整備業務に関する実務経験※ ※要綱第2章第1条に規定の「Aの整備内容」相当	①5年以上：高等学校、林業大学校、大学で森林・林業に関する学科・科目を修了した者 ②10年以上：上記①以外の者

県営森林整備事業の一般競争入札の実施について

県営森林整備事業の入札の一部について、一般競争入札を下記のとおり導入しています。

記

① 一般競争入札制度の導入

森林整備事業は、現在指名競争入札を行っていますが、入札事務上の負担や経費の軽減ができる電子入札を令和4年9月から導入したことをふまえ、機会均等の原則にのっとり、透明性や競争性、公正性、経済性を確保することができる一般競争入札を導入しています。

具体的には、地域要件を県内全域として契約予定金額が1,000万円以上の場合に、実施します。

誓 約 書

下記1の契約（以下「本契約」という。）に係る契約保証金の免除について、下記2の事項を誓約する。

記

1 契約名

○○○○○○○○○○○○○○○○

2 誓約事項

(1) 次の契約について、すべて誠実に履行したこと。

契約履行年月日	契 約 名	契約金額	契約の相手方

(2) 本契約についても、誠実に履行すること。

(3) 上記(1)及び(2)に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

所 在 地
名 称
代表者職氏名
電 話
電 子 メール

[留意事項]

誓約書の2(1)には、過去2年間(注1)に国(公社・公団を含む。)、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体(注2)とその契約と種類(注3)及び規模(注4)をほぼ同じくする(注5)契約を数回以上(注6)にわたって締結し、履行したもののみを記入すること。また、その契約実績が確認できる書類(契約書(変更契約書を含む。))の写し、履行実績証明書等のいずれかを添付すること。ただし、入札参加申込時等に提出したものと同一のものであれば添付不要とする。

(注1)「過去2年間」とは、契約を締結しようとする日を起算日とする。

(注2)「その他知事が指定する公共的団体」とは、兵庫県住宅供給公社、兵庫県道路公社、兵庫県土地開発公社又は国若しくは兵庫県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社をいう。

(注3)「種類」とは、次表のとおりとする。(例示)

区 分	種 類
物品関係役務の調達契約	<ul style="list-style-type: none">・製造の請負・物件の買入れ、借入れ・測量・建設コンサルタント等業務以外の役務の調達

(注4)「規模」とは、契約金額をいう。ただし、長期継続契約による場合は、契約書に月額の記事があるときは、契約金額に12を乗じて得た金額とし、月額の記事がないときは、契約総額を契約月数で除した額に12を乗じて得た金額を指すものとする。

(注5)「ほぼ同じくする」とは、契約予定金額の7割に相当する金額以上のものをいう。

(注6)「数回以上」とは、2回以上をいう。